

健全化判断比率等の 算定に関する参考資料

健全化法に係る標準的なスケジュールのイメージ（市区町村）



※ 計画策定団体は、計画の実施状況を毎年度9月30日までに国、都道府県に報告する義務がある。

健全化法に係る標準的なスケジュールのイメージ (都道府県・政令市)

総務省		都道府県・政令市(財政担当課)
4月		
5月	・算定様式等配布	×月末出納閉鎖)
6月		算定作業
7月		(会計管理者から長への決算提出)
8月		監査委員による審査
9月	・指標提出 < ↓ (とりまとめ次第) 指標の概要公表(速報値)	審査期間 議会への報告 住民への公表 総務大臣への報告
10月		計画策定作業 個別外部監査
11月	(とりまとめ次第) 指標の概要公表(確報値)	議会の議決
12月		住民への公表
1月		総務大臣への報告
2月		
3月	・計画の報告	

※ 計画策定団体は、計画の実施状況を毎年度9月30日までに国、都道府県に報告する義務がある。

算定誤りの具体的な例①

1 各比率共通

入力時の単位誤り→算定様式は特段の定めがある場合を除き、千円単位で入力すること。

算定様式： 4⑩表 基準財政需要額算入見込額

費目	公債費(公害防止事業債償還費)
----	-----------------

公害防止事業債に係るn年度
末地方債残高

算入率

0.500

= 0 (AL)

費目	公債費(石油コンビナート等債償還費)
----	--------------------

石油コンビナート等債に係る
n年度末地方債残高

算入率

0.500

=

費目	公債費(地震対策緊急整備事業債償還費)
----	---------------------

地震対策緊急整備事業債に係る
n年度末地方債残高

算入率

0.500

=

地方債残高を千円単位で入力すべきところを百万円単位で入力



指標の変動

将来負担比率

(誤)242.8→(正)135.9(△106.9)

原因:入力時の確認不足

算定誤りの具体的な例②

入力時の桁誤り

算定様式： 4④表 組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

[illegible]

「過去3か年度における負担割合」
の「n年度」の数値を0.014と入力す
べきところを0.140と入力

指標の変動

将来負担比率
(誤)101.8→(正)72.2(△29.6)

原因:入力時の確認不足

算定誤りの具体的な例③

2 実質公債費比率

都市計画税充当可能額の算定誤り

算定様式： 3③B表 都市計画税充当可能額

3③B表 都市計画税充当可能額

事業終了後の維持管理等の費用は含めてはいけなところを、当該費用を含めて計上した。

(単位：千円)

		平成n-2年度	平成n-1年度	平成n年度
事業費 当該年度	①都市計画事業費（一般会計等分）			
	②公営企業会計における都市計画事業（下水道、水道等）に対する繰出し			
公債費等	③都市計画事業関連の地方債償還額			
	④都市計画事業関連の公営企業債償還に充てる繰出金（準元利償還金）			
	⑤④以外の都市計画事業関連の準元利償還金			

指標の変動

実質公債費比率

(誤)11.2→(正)10.6(Δ0.6)

- 3 「①都市計画事業費（一般会計等分）」には、都市計画税を充てることのできる都市計画税の額を算定するに当たっては、都市計画税の賦課標準額に基づいて行う都市計画事業及び土地地区画整理法に基づいて行う土地地区画整理事業に係る費用で市町村が支出するもの（当該事業の実施のため借り入れた地方債の償還額を除く。）のうち一般会計等において負担する事業費の額を計上してください。この際、当該事業終了後の維持管理等の費用は含めない点に注意してください。また、下水道事業等公営企業会計等において実施する事業に対する繰出金は当該欄には計上せず、公営企業会計等において実施する事業に係る繰出金の範囲については、毎年度各市町村に対して行っている「実質公債費比率の算定に関する調査」等の結果を参考にしてください。（「実質公債費比率の算定に関する調査」等の結果を参考にしてください。）

原因：① 記載要領の確認漏れ

② 4⑨B表と比較し確認しなかったこと。

算定誤りの具体的な例④

3 将来負担比率

地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額(都市計画税収)の算定誤り

算定様式: 4⑨B表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額②

4⑨B表 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額②					
4 都市計画税収					
平成n年度					
都市計画税収 (1)	都市計画事業費 (2)	特定財源 (3)	都市計画事業に係る地方債の元金		
			イ	ロ	ハ

Ver.22

「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」の金額を「都市計画事業費(2)」に二重計上していた。

⑤ 「都市計画事業に係る地方債の元金償還金等(4)」には、都市計画事業に係る以下の「地方債の元金償還金等」の種類ごとに、次の区分に応じて支出額を記入してください。
(いずれも「都市計画事業費(2)」には含まれていない額です。)

イ：一般会計等に係る地方債の元金償還額

ロ：債務負担行為に基づく一般会計等の支出額

ハ：一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金償還額に対する一般会計等からの繰入額

ニ：組合等が起こした地方債の元金償還額に対する一般会計等の負担額又は補助額

指標の変動

将来負担比率

(誤)40.0→(正)50.7(+10.7)

原因:① 記載要領の確認漏れ ② 3③B表と比較し確認しなかったこと。

※ 「都市計画事業費(2)」と「元金償還金等(4)」の合計は、3③表(都市計画税充当可能額)のA(①～⑤の合計と一致することに注意

算定誤りの具体的な例⑤

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額の算定誤り(その1)

算定様式： 4⑩表 基準財政需要額算入見込額

費目	公債費(公害防止事業債償還費)
----	-----------------

公害防止事業債に係る n 年度
末地方債残高

算入率

0.500

=

n 年度末地方債残高ではなく、
n 年度元利償還金を入力

「年度末地方債残高」を記載すべき
ところ「当該年度元利償還金」を入
力

費目	公債費(石油コンビナート等債償還費)
----	--------------------

石油コンビナート等債に係る
n 年度末地方債残高

算入率

0.500

=

費目	公債費(地震対策緊急整備事業債償還費)
----	---------------------

地震対策緊急整備事業債に係
る n 年度末地方債残高

算入率

0.500

=

指標の変動

(誤)282.8→(正)186.1(△96.7)

(誤)172.7→(正)119.7(△53.0)

ほか多数

原因：普通交付税算定において基準財政需要額を算出する場合と同様に元利償還金
の額を入力した。

算定誤りの具体的な例⑥

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額の算定誤り(その2)

算定様式： 4⑩表 基準財政需要額算入見込額

費目	公債費(公害防止事業債償還費)
----	-----------------

一般会計分のみ入力

公害防止事業債に係る n 年度
末地方債残高

算入率

0.500

公債費(公害防止事業債償還費)の「当該年度地方債残高」を記載すべきところ、一般会計分のみを記載するものと考え、公害防止事業債償還費のうち下水道分を除いて記載

費目	公債費(石油コンビナート等債償還費)
----	--------------------

石油コンビナート等債に係る
n 年度末地方債残高

算入率

0.500

費目	公債費(地震対策緊急整備事業債償還費)
----	---------------------

地震対策緊急整備事業債に係る
n 年度末地方債残高

算入率

0.500

指標の変動
(誤)87.2→(正)56.9(△30.3)

原因：基準財政需要額の算定方法により公営企業(下水道事業)債分も含めて算定すべきところ、この部分を除いて算定した。

算定誤りの具体的な例⑦

4 資金不足比率(連結実質赤字比率にも影響)

資金不足額／資金剰余额の算定における流動資産から控除する控除未払金等の算定誤り

算定様式： 2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

法適用企業

(1)				
a-b-c(-d)	流動負債 a	控除未払金等 b	控除額 c	土地前受金 d (宅造)
翌年度に地方債を起こすことと していないものについて、2①表 の控除未払金等に計上				
↓				
指標の変動 (誤)5.22→(正)5.61(+0.39) ※他の誤りも含めた数値				
原因: 控除未払金等に関する 記載要領の確認不足				

2①表 公営企業会計に係る資金不足額等

法適用企業

◆資金の不足額／資金の剰余额の算定方法

○ 宅地造成事業を行っていない場合

【算式】<資金の不足額、資金の剰余额>

$A + B - C (-D)$

A: 流動負債の額 - 控除未払金等 - 控除額*

✓流動負債の額: 平成n年度決算における流動負債の額

✓控除未払金等: 平成n年度決算において貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために平成n+1年度に地方債を起こすこととしているものの額

✓控除額: 連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計（一般会計又は法非適用会計等）との間で生じる重複額（2(1)③参照）

B: 算入地方債の現在高

✓算入地方債の現在高: 建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の平成22年度決算における残高

C: 流動資産の額 - 控除財源 - 控除額*

✓流動資産の額: 平成n年度決算における流動資産の額

✓控除財源: 平成n年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、平成n+1年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、平成n年度に収入された部分に相当する額

✓控除額: 連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計（一般会計又は法非適用会計等）との間で生じる重複額（2(3)③参照）

算定誤りの具体的な例⑧

宅地造成事業の資金不足比率分母(事業の規模)

算定様式: 2①表 公営企業に係る資金不足額等

共通事項 → ← 2①表 公営企業会計に係る資金不足額等				← 4②③表					
特別会計名	事業区分	宅造区分	法適	(10)		(11)	(12)	元金償還金の有無	経常利益
			法適	営業収益の額-受託工事収益の額	うち指定管理者利用料金	資本+負債（宅造のみ）	事業の規模（10）or（11）		
用地造成事業会計	⑪	3	法適	2,023,327	0	22,220,390	22,220,390		
〇〇周辺開発事業	⑪	3	非適	3,717,752	0	0	0		
〇〇土地区画整理事業	⑪	3	非適	432	0	0	0		
〇〇工業団地造成組合	⑪	3	非適	99,196	0	0	0		
〇〇土地区画整理事業特別会計	⑪	2	非適	193,196	0	179,572	193,196		

○事業の規模

宅造以外 → 営業収益－受託工事収益

宅造 → 資本＋負債

※宅造事業については、土地の売却の有無により年度間の営業収益のばらつきが大きいこと、毎年度の料金収入ではなく最初に調達した資金により取得・造成した土地の売却によってのみ収入を得ていること等により算定の特例が設けられている。



宅造事業の(12)事業の規模について、「営業収益－受託工事収益」とする等の誤り。

※営業収益が生じている会計については、特に注意。

算定誤りの具体的な例⑨

資金不足額から控除する「解消可能資金不足額」の算定誤り

算定様式： 2②表A 解消可能資金不足額(累積償還・償却差額算定方式)

2②表A 解消可能資金不足額
(累積償還・償却差額算定方式)

ver. 1.04

都道府県名

0

特別会計名	事業区分	累積元金償還額 (1) a+b	建設改良費分 a	資本費平準化債分 b	累積減価償却費 (2)	平準化債発行済額 (3)	償還償却差額 (4) (1)-(2)-(3)
有形固定資産の耐用年数を47年とすべきところを42年とし、累積減価償却費を誤って算出					指標の変動 (誤)5.22→(正)5.61(+0.39) ※他の誤りも含めた数値		

原因: 地方公営企業法施行規則別表第2号の確認不足

<減価償却(定額法)>

累積減価償却費 = Σ 年間減価償却費 [= (帳簿原価 - 残存価額) / 耐用年数]

<解消可能資金不足額の算定>

解消可能資金不足額 = $A \times (1 - \text{元利償還金に対する繰入額} / \text{累積元利償還額})$

※A = 累積元金償還額 - 累積減価償却費 - 平準化債発行済額

算定誤りの具体的な例⑩

公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金（記入漏れ）

算定様式： 3②表

				← 3②表(再掲)			3②表 →	← 4②③表
							(単位:千円)	
特別会計名	事業区分		事業	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金			元金償還金の有無	
			事業	n-2年度	n-1年度	n年度		
国民健康保険事業	①	***	事業	***	***	***	有	***
介護保険特別会計(〇〇事業勘定)	②	***	事業	***	***	***	有	***
国民健康保険特別会計(〇〇勘定)	①	***	事業	***	***	***	有	***
〇〇保健施設特別会計	⑥	***	事業	***	***	***	有	***

記入漏れ

市町村の廃置分合があった場合の健全化判断比率の算定①

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

(市町村の廃置分合に係る特例)

第二十三条 市町村の廃置分合があった場合における当該廃置分合後の市町村(以下この条において「廃置分合後の市町村」という。)については、当該廃置分合があった年度にあっては当該廃置分合前の市町村の決算に基づいて、当該廃置分合があった年度の翌年度にあっては当該廃置分合後の市町村及び当該廃置分合前の市町村の決算に基づいて、法第二条第一号から第四号までの規定に準じて総務省令で定めるところにより、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に相当する比率を算定するものとし、これらの比率をそれぞれ実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とみなして、法の規定を適用する。

(以下略)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(政令第23条第1項による読替後)

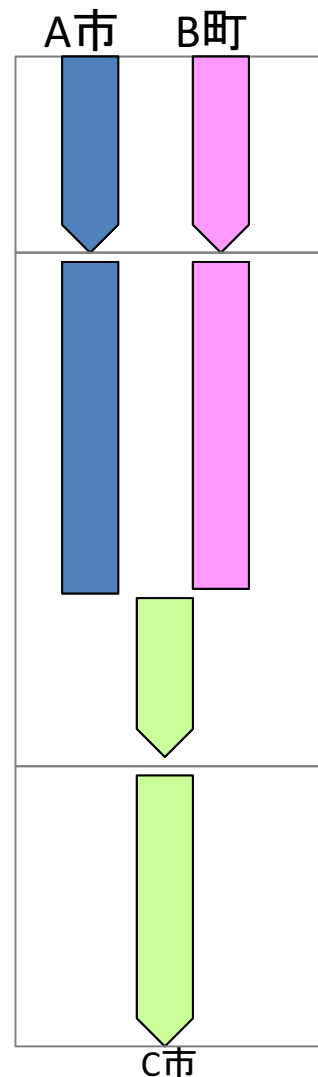
(健全化判断比率の公表等)

第三条 市町村の廃置分合があった場合における当該廃置分合後の市町村の長は、当該廃置分合が行われた後、当該廃置分合があった年度の末日までに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。ただし、当該廃置分合が行われた際に当該廃置分合前の関係市町村のすべてについて当該年度の健全化判断比率がすでに公表されている場合には、当該廃置分合後の市町村の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付することを要しない。

(以下略)

市町村の廃置分合があった場合の健全化判断比率の算定②

廃置分合があった年度の前後3か年における健全化判断比率の算定



廃置分合があった前年度($n-1$ 年度)

A市の長及びB町の長は、 $n-2$ 年度決算に基づく健全化判断比率を議会に報告し、公表する。

廃置分合があった年度(n 年度)

C市の長は、 $n-1$ 年度決算に基づく健全化判断比率を議会に報告し、公表する。

- ・廃置分合前の市町村の決算に基づいて算定
- ・廃置分合後、年度の末日までに議会に報告し、公表

※廃置分合のタイミングによっては、A市、B町の $n-1$ 年度決算に基づく健全化判断比率が公表されている場合もある。関係市町村のすべてについて公表済の場合は、C市の $n-1$ 年度決算に基づく健全化判断比率の公表にあたっての監査委員の審査は不要。

廃置分合があった翌年度($n+1$ 年度)

C市の長は、 n 年度決算に基づく健全化判断比率を議会に報告し、公表する。

※旧A市、旧B町ごとの健全化判断比率の算定は不要

(廃置分合後の市町村)

市町村の廃置分合があった場合の健全化判断比率の算定③

廃置分合によって2以上の市町村の区域をそのまま市町村の区域とした場合

$$\text{合併後の市町村の実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(合算額)}}{\text{普通交付税の額等を合算して算定した標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額(合算額)：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の合算額
- 実質赤字の合算額 = 繰上充用額の合算額 + (支払繰延額の合算額 + 事業繰越額の合算額)

$$\text{合併後の市町村の連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(合算額)}}{\text{普通交付税の額等を合算して算定した標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額(合算額)：イとロの合計額(合算額)がハとニの合計額(合算額)を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額の合算額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額の合算額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額の合算額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額の合算額

$$\begin{aligned} \text{合併後の市町村の} & \frac{(\text{地方債の元利償還金(合算額)} + \text{準元利償還金(合算額)})}{\text{実質公債費比率} = \frac{-(\text{特定財源(合算額)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(合算額)})}{\text{普通交付税の額等を合算して算定した標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(合算額)})} \\ & \text{(3か年平均)} \end{aligned}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額(合算額)
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額の合算額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものの合算額
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものの合算額
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものの合算額
 - ホ 一時借入金の利子の合算額

合併後の市町村の

将来負担比率

将来負担額(合算額)－(充当可能基金額(合算額)＋特定財源見込額(合算額)＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(合算額))

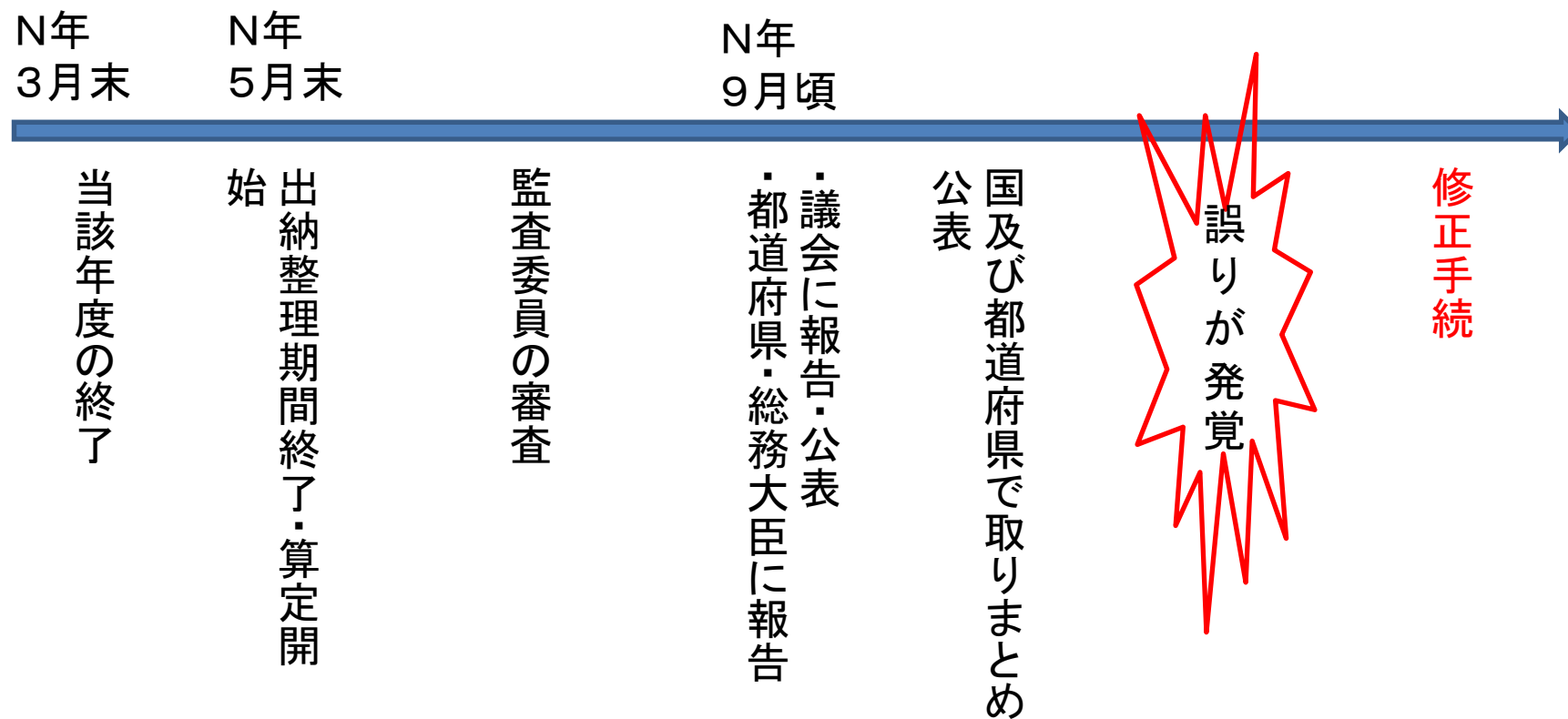
=

普通交付税の額等を合算して算定した標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(合算額))

- ・ 将来負担額(合算額)：イからチまでの合計額(合算額)
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高の合算額
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)の合算額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額の合算額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額の合算額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額の合算額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額の合算額
 - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額の合算額
 - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額の合算額
 - リ 連結実質赤字額の合算額
 - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額の合算額
- ・ 充当可能基金額(合算額)：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金(合算額)

修正を行う場合の手続①

修正までの流れ



修正を行う場合の手続②

修正の必要性とその流れ

決算の認定において、決算認定後、当該決算内容に誤謬があり、その結果決算金額に異動を生ずる場合、長は決算内容を修正の上再び議会の認定に付することができる（昭和28.7.7 行実）。

財政指標についても、議会への報告、公表の後に算定の内容に誤りが発見された場合には、財政指標の程度に応じて財政健全化計画等を策定し地方団体の財政の健全化を進めることを本法律は目的としていることを踏まえると、財政指標の客観性、適正性は確保されるべきであり、長は財政指標を修正の上、監査委員の審査に付しその意見とともに再び議会に報告し、公表を行うべき。

参考 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）

（健全化判断比率の公表等）

第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2 （略）

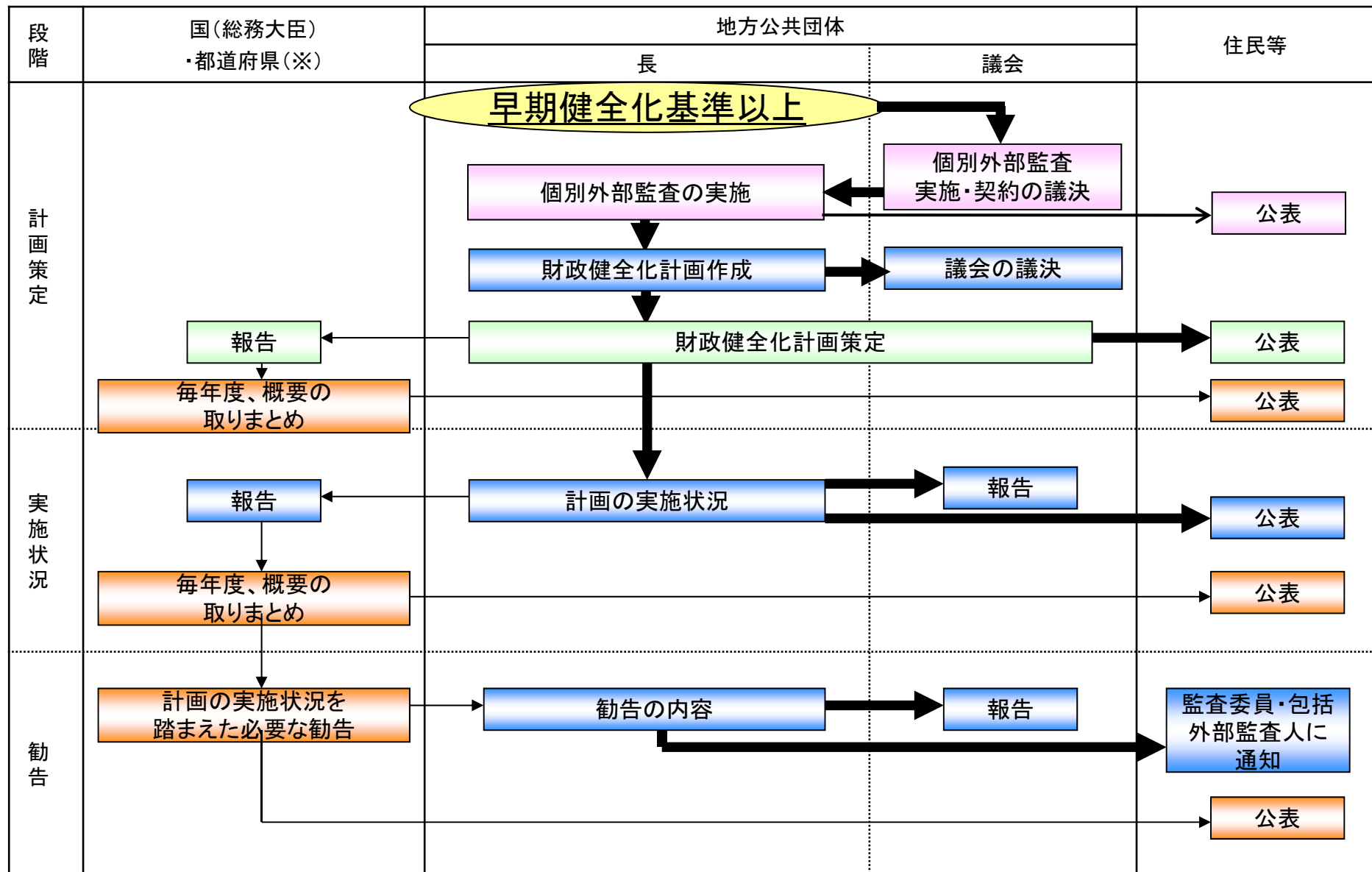
3 地方公共団体の長は、第一項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長にあっては総務大臣に、指定都市を除く市町村（第二十九条を除き、以下「市町村」という。）及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、毎年度、前項前段の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、毎年度、第三項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

6～7 （略）

早期健全化の手続き



※ 市町村(指定都市を除く)・特別区の財政の早期健全化の場合は、都道府県知事が行う。

計画策定スケジュール（イメージ）

	決算関係事務	財政指標の算定	個別外部監査の要求	財政健全化計画の策定
5月	出納整理期間終了(5/31)			
6月	決算の調製準備 ※	決算見込みでの 財政指標の算定準備		
7月			準備事務	準備事務
8月	決算の提出(8/31まで) 監査委員の審査	正式算定 監査委員の審査		
9月	決算の議会認定	財政指標の議会報告		
10月				
11月			個別外部監査の要求・議決 個別外部監査の実施	
12月				計画策定作業
1月			監査結果の報告・公表	報告内容を反映
2月				
3月				計画の議決・公表等

※法適用企業については、3月末をもって決算を調整し、5月末までに管理者から長へ決算提出。

健全化判断比率及び資金不足比率に係る監査委員の審査

1. 財政指標の審査

(健全化判断比率の公表等)

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。
 - ・ 意見の決定は、監査委員の合議。
 - ・ 算定基礎事項を記載した書類は事務所に備付け。

(第3条)

(資金不足比率の公表等)

- 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該比率を議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

(第22条)

2. 監査委員による審査の留意点

- 健全化判断比率及び資金不足比率についての客観性及び正確性を確保する観点から、比率を議会に報告する前に監査委員の審査に付すこととされている。
- 「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント（参考試算）」等を活用した監査委員による審査等の実施。
- 「健全化法に係る標準的なスケジュールのイメージ（案）」に基づき、監査事務局と財政部局が事務作業についての十分な共通理解を得た上で、審査等の実施時期を検討。

個別外部監査の実施の流れ

(根拠規定: 健全化法第26条)

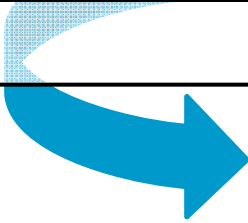
- ① 長からの個別外部監査の要求(地方自治法第199条第6項等)
↓
- ② 監査委員による受理
↓
- ③ 長への意見の通知(地方自治法第252条の41第3項)
↓
- ④ 長は、個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会に付議
(地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項)
＜可決された場合＞
↓
- ⑤ 長は、監査委員の意見を聴き、議会の議決を経ることにより、個別外部監査契約を締結
(地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第5項及び6項)
↓
- ⑥ 個別外部監査人による監査
↓
- ⑦ 個別外部監査人による監査の結果に関する報告の提出
(地方自治法第252条の41第6項により準用される同法第252条の37第5項)
↓
- ⑧ 監査委員による公表
(地方自治法第252条の41第6項により準用される同法第252条の38第3項)

個別外部監査のテーマの例

法の規定

財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九十九条第六項の監査の要求をしなければならない。（以下略）

（地方公共団体財政健全化法第二十六条）



**財政の健全化を図るに当たって、
改善が必要と認められる事務をテーマとすることがのぞましい。**

実際に選択されたテーマの例

- ・市税及び各種施設使用料の徴収事務について
- ・住宅事業の運営について
- ・公共施設の建設及び管理運営に関する事務の執行
- ・観光事業の運営について
- ・起債事業に係る事業事務の監査
- ・収入未済額の徴収管理に係る事務の監査

財政健全化計画、財政再生計画及び経営健全化計画

- ・前年度決算に基づく財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率)が早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場合には、財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない。
- ・計画初年度は、算定年度であることに注意が必要。
- ・これらの計画に係る様式は、健全化法施行規則により定められている。

<第2号様式>

第2号様式

財 政 健 全 化 計 画 書

(都道府県市区町村名)

第1 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析

第2 計画期間
平成 年度から平成 年度まで 年間

第3 財政の早期健全化の基本方針

第4 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策

備考 実質赤字額がある場合に記載すること。実質赤字額がない場合は、項番を順次繰り上げて財政健全化計画を作成すること。

<第8号様式>

第8号様式

財 政 再 生 計 画 書

(都道府県市区町村名)

第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析

第2 計画期間
平成 年度から平成 年度まで 年間

第3 財政の再生の基本方針

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額

1 事業及び事業の見直し、組織の合理化その他の歳出削減計画

備考

1 計画した内容と実際の内容との差異を具体的に記載するとともに、各種費により見込まれる計画期間中の歳出削減額の合計額及びそのうちの一般財源等削減額を記載すること。

2 会計ごとの数値が分かるように記載すること。

<第16号様式>

第16号様式

経 営 健 全 化 計 画 書

(都道府県市区町村名)
(特別会計名)

第1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

第2 計画期間
平成 年度から平成 年度まで 年間

第3 経営の健全化の基本方針

第4 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画